



謹賀新年

謹んで新年のお慶びを申し上げます。本年も宜しくお願い致します。昨年末には解散・総選挙が実施され、第三次安倍内閣が発足、アベノミクスの継続が確定しました。公表が遅れると見られた平成27年度税制改正大綱の作成はすばやく進められ、昨年末30日に公表されました。景気の面では消費税増税後は景気の回復も足踏み状態となり、平成27年は円安や原油価格の景気への影響も心配される状況でのスタートとなりました。

平成27年度税制改正は、引き続き景気を刺激する対策が盛り込まれていますが、前年創設された即時償却など、インパクトの大きな制度は少ないものとなっています。選挙公約である消費税率10%への引き上げについては平成29年4月に景気判断条項を付さずに実施されることが確定し、法人税率の引き下げは数年の期間を経て30%台から20%台へ引き下げを目指すこととなりました。これに伴って財源確保のための課税範囲の拡大も盛り込まれ、今後も検討されていきます。住宅関連については、消費税増税前後の需要変動に備えた対策が、また、資産税関連については、「結婚・子育て資金の非課税贈与信託制度」が創設されます。今年秋から導入されるマイナンバー制度に関連する改正も行われています。

日本経済の復興のためもう少しアベノミクスの効果を信じたいと期待がかかります。我々中小企業にも、景気刺激の恩恵が受けられる一年になることを願います。

法人税制

1. 法人税率の引き下げ

法人税率	課税所得	現行	平成27年4月1日以後 開始事業年度
全法人	全額	25.5%	23.9%
中小法人	年800万円超部分	25.5%	23.9%
	年800万以下部分	15%	15%

※中小法人：期末資本金額が1億円以下の法人

2. 欠損金の繰越控除の期間伸長

繰越欠損金の控除対象期間が現行の9年から10年に伸長された。これに伴って、欠損金額にかかる更正請求期間も同調される。なお、繰越控除の適用金額の縮小が噂されたが、大法人のみにとどまった。(平成29年4月1日以後開始事業年度に生じた欠損金から適用)

3. 外形標準課税の拡大

所要の拡大措置は講じられたが、中小法人への適用については見送られた。

4. グリーン投資減税の見直し

即時償却できる資産の対象から、太陽光発電設備を除外し、適用期限が1年間延長された。(所得税も同様)



資産課税

1. 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

20歳以上50歳未満の者の結婚・子育て資金の支払いに充てるためにその者の直系尊属が金銭等を拠出して金融機関に信託等をした場合には、その贈与を受ける者一人につき1千万円（結婚資金は3百万円限度）まで贈与税が非課税となる制度が創設された。この制度の対象となる拠出は平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間にされたものとなる。

なお、贈与を受けた者が50歳に到達した時点で、残高がある場合は、その残高に対して贈与税が課税される。また、信託期間中に贈与した直系尊属が亡くなった場合には、その時点の残額は相続税の課税対象となる。

2. 教育資金一括贈与信託の期間延長

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置については、一定の見直しを行ったうえ、適用期限が平成31年3月31日まで延長される。

住宅・土地税制

1. 住宅ローン減税

住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除諸制度について、適用期限が平成31年6月30日まで延長された。

2. 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度

非課税限度額を次のとおりとした上、適用期限が平成31年6月30日まで延長された。

①住宅用家屋の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合

契約締結期間	良質な住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋
平成28年10月～平成29年9月	3,000万円	2,500万円
平成29年10月～平成30年9月	1,500万円	1,000万円
平成30年10月～平成31年6月	1,200万円	700万円

②上記①以外の場合

契約締結期間	良質な住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋
～平成27年12月	1,500万円	1,000万円
平成28年1月～平成29年9月	1,200万円	700万円
平成29年10月～平成30年9月	1,000万円	500万円
平成30年10月～平成31年6月	800万円	300万円

※良質な住宅用家屋とは省エネルギー対策等級4（平成27年4月以降は断念等性能等級4）又は耐震等級2以上若しくは免震建築物に該当する住宅用家屋をいう。